

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年2月22日

北海道知事 鈴木直道

## 目次

### 告 示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	(総務部総務課)	97
○特定調達契約に係る入札の公告……………	(総務部総務課)	98
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	99
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	99
○知事権限に係る保安林の指定……………	(治山課)	100
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	100
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	100
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	100
○道路の供用の開始……………	(維持管理防災課)	101
○津波災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	101
○都市計画の変更の決定……………	(都市計画課)	101

### 総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		101
------------------------	--	-----

### 道立衛生研究所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		102
------------------------	--	-----

### 道選挙管理委員会公表

○旭川市北海道議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表……………		102
--	--	-----

### 道公安委員会規則

○金属くず回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………		102
-----------------------------------	--	-----

### 道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………		102
----------------------	--	-----

## 告 示

### 北海道告示第120号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

1 資格及び調達をする物品等の種類  
令和4年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和4年2月22日に一般競争入札の公告を行う北海道指定庁舎等で使用する電力（高压電力）の需給契約
- (2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件  
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高压（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約において50キロワット以上の電力供給実績があること。
- (3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、電気事業者による再生可能電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。
- (4) 北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱（平成28年10月31日付け総務第2762号）の第5の環境配慮審査基準に適合する者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例  
中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法  
(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和4年2月22日（火）から同年3月16日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。  
なお、北海道総務部総務課のホームページ ([https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so\\_nyusatu.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.html)) においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失  
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- |          |                             |
|----------|-----------------------------|
| (1) 名 称  | 北海道総務部総務課                   |
| (2) 所在地  | 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 |
| (3) 電話番号 | 011-204-5891                |

#### 北海道告示第121号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年2月22日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

北海道指定庁舎等で使用する電力（高圧電力）

ア 高圧電力Ⅰ型（一般）

- |                            |            |
|----------------------------|------------|
| (ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）    | 309kW      |
| (イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） | 954,900kWh |

イ 高圧電力Ⅰ型（時間帯別）

- |                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| (ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）        | 22kW      |
| (イ) 電力量料金（昼間）（使用電力量1kWh当たりの単価） | 35,800kWh |
| (ウ) 電力量料金（夜間）（使用電力量1kWh当たりの単価） | 42,100kWh |

ウ 高圧電力Ⅱ型（一般）

- |                            |            |
|----------------------------|------------|
| (ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）    | 32kW       |
| (イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） | 146,800kWh |

エ 高圧電力Ⅲ型（時間帯別）

- |                                |            |
|--------------------------------|------------|
| (ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）        | 234kW      |
| (イ) 電力量料金（昼間）（使用電力量1kWh当たりの単価） | 696,400kWh |
| (ウ) 電力量料金（夜間）（使用電力量1kWh当たりの単価） | 682,900kWh |

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和4年北海道告示第120号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階共用会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課）

(2) 入札日時 令和4年4月4日（月）午前10時（送付による場合は、同月1日（金）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道総務部総務課のホームページ ([https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so\\_nyusatu.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.html)) においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総金額（各入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

## 9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）とすること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道総務部総務課  
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
ウ 電 話 番 号 011-204-5891

## 10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in the designated buildings of local agency of Hokkaido Government

a Contract type : High voltage power type I (standard)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 309 kW

(b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the contract period : 954,900 kWh

b Contract type : High voltage power type I (by timezone)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 22 kW

(b) A unit price (daytime) per kWh, The estimated electricity for the contract period : 35,800 kWh

(c) A unit price (nighttime) per kWh, The estimated electricity for the contract period : 42,100 kWh

c Contract type : High voltage power type II (standard)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 32 kW

(b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the contract period : 146,800 kWh

d Contract type : High voltage power type III (by timezone)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 234 kW

(b) A unit price (daytime) per kWh, The estimated electricity for the contract period : 696,400 kWh

(c) A unit price (nighttime) per kWh, The estimated electricity for the contract period : 682,900 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 4, 2022

(If mailed, bids must arrive no later than April 1, 2022)

C Contact : Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan  
Phone : 011-204-5891

## 北海道告示第122号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和4年2月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年2月22日

地区名	事業の種類	北海道知事 鈴木直道
茶志内東1	農業用排水施設、区画整理	縦覧場所
熊本同		北海道空知総合振興局

## 北海道告示第123号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和4年2月22日

- 北海道知事 鈴木直道
- 保安林予定森林の所在場所 浦河郡浦河町字西舎141の39（次の図に示す部分に限る。）
  - 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第124号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和4年2月22日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字富里231・238の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第125号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和4年2月22日

北海道知事 鈴木直道

- 解除予定保安林の所在場所 寿都郡寿都町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び寿都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第126号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和4年2月22日

北海道知事 鈴木直道

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 釧路市（次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 釧路市（次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
  - 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第127号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年2月22日

北海道知事 鈴木直道

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 広尾郡大樹町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。  
令和4年2月22日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 赤平奈井江線	空知郡奈井江町字東奈井江286番3地先（河川敷地）から同郡奈井江町字東奈井江287番1地先まで	令和4年2月22日午後0時

#### 北海道告示第129号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。  
令和4年2月22日

北海道知事 鈴木直道

- 1 (1) 津波災害警戒区域の表示  
ア 市町村 中川郡豊頃町  
イ 大字等 安骨、牛首別、大津元町、大津幸町、大津港町、大津寿町、打内、中央新町、長節、背負、幌岡、茂岩本町、湧洞、旅来（次の図のとおり）  
(2) 基準水位 次の図のとおり  
2 (1) 津波災害警戒区域の表示  
ア 市町村 虻田郡豊浦町  
イ 大字等 字旭町、字海岸町、字幸町、字高岡、字船見町、字大岸、字東雲町、字浜町、字豊泉、字礼文華（次の図のとおり）  
(2) 基準水位 次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。  
その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。  
令和4年2月22日

北海道知事 鈴木直道

- 1 都市計画の種類 道路  
2 都市計画を定めた土地の区域

種別	名称	起	点	終	点	主な経過地
幹線街路	3・4・3号 4条通	岩見沢市	岩見沢市	岩見沢市	岩見沢市	岩見沢市
		大和1条9丁目	5条東15丁目	4条西5丁目		
3・3・2号 12号通	幌向町	岩見沢市	岩見沢市	岩見沢市	岩見沢市	岩見沢市
		幌向町	岡山町	9条西5丁目		

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

#### 総合振興局告示及び振興局告示

#### 北海道十勝総合振興局告示第1003号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
令和4年2月22日

北海道十勝総合振興局長 水戸部 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
(1) 北海道土木工事設計積算電算システム端末機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価）11台分  
(2) 治水GISシステム端末機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価）7台分  
2 落札を決定した日  
令和3年12月24日  
3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 株式会社朝日  
(2) 住所 帯広市西7条南5丁目2番地  
4 落札金額  
(1) 61,864円  
(2) 39,072円  
5 契約の相手方を決定した手続

<p>一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 令和3年11月9日付け北海道十勝総合振興局告示第1015号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課</p> <p>(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地</p>	<p>公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき、令和3年9月26日執行の旭川市北海道議会議員補欠選挙に関し、候補者の出納責任者から提出のあった同法第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。</p> <p>その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び上川支所に備え置いて一般の閲覧に供する。</p> <p>令和4年2月22日</p> <p style="text-align: right;">北海道選挙管理委員会委員長 石塚正寛</p>
--	--

<b>道立衛生研究所告示</b>	<b>道公安委員会規則</b>
------------------	-----------------

<p><b>北海道立衛生研究所告示第1号</b></p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>令和4年2月22日</p> <p style="text-align: right;">北海道立衛生研究所長 粟井是臣</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量</p> <p>北海道立衛生研究所ほかで使用する電力</p> <p>(1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 730 kW</p> <p>(2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 3,229,600 kWh</p> <p>2 落札を決定した日</p> <p>令和4年1月27日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所</p> <p>(1) 氏名 北海道電力株式会社</p> <p>(2) 住所 札幌市中央区大通東1丁目2番地</p> <p>4 落札金額</p> <p>(1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 1,433.78円</p> <p>(2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 16.67円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続</p> <p>一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告</p> <p>令和3年12月17日付け北海道立衛生研究所告示第34号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名称 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ</p> <p>(2) 所在地 札幌市北区北19条西12丁目</p>	<p>金属くず回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>令和4年2月22日</p> <p style="text-align: right;">北海道公安委員会委員長 小林ヒサヨ</p> <p><b>北海道公安委員会規則第1号</b></p> <p>金属くず回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>金属くず回収業に関する条例施行規則（平成29年北海道公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条第2項第1号エ中「（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ。）」を削る。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第2条第3項の規定又は同法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされた18歳未満の者は、改正後の金属くず回収業に関する条例施行規則第3条第2項の規定の適用については、同項第1号エに規定する未成年者には含まれないものとする。</p>
---	--

<b>道選挙管理委員会公表</b>	<b>道警察本部告示</b>
-------------------	----------------

<p style="text-align: center;"><b>道選挙管理委員会公表</b></p>	<p><b>北海道警察本部告示第126号</b></p> <p>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</p> <p>なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。</p> <p>令和4年2月22日</p>
--	---

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
自動車保管場所証明システムの賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和5年2月1日から令和10年1月31日まで  
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 調達をする物品に関し、仕様書に記載された要件等を満たしている機器を供給することが可能であること。
- (5) 調達をする物品に関し、迅速な保守を行う体制が確保されていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和4年2月22日（火）から同年4月11日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場  
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入札日時 令和4年4月22日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月21日（木）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、北海道警察本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。  
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2253

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Automobile Parking Space Certificate System : 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., April 22, 2022

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 21, 2022)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police  
Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan  
Phone : 011-251-0110 Extension 2253

---